九スポで夢を実現しよう！



オープンキャンパス申込み

個別相談申込み

※オンラインでもご対応できます。

資料請求

キャリアアップを目指す社会人経験者の皆様へ！

教育訓練給付金制度



専門実践教育訓練給付金

最大192万円給付

対象学科

- 柔道整復学科（昼間Ⅱ部）
- 鍼灸学科（昼間Ⅰ部・昼間Ⅱ部）
- 作業療法学科
- 歯科衛生学科

さらに
一定の条件を
満たせば
教育訓練支援給付金
制度も利用可能

九州医療スポーツ専門学校には20～60代まで幅広い世代の方が多数在籍しております。

学校法人 国際志学園
九州医療スポーツ専門学校
〒802-0077 福岡県北九州市小倉北区馬借1丁目1-2
0120-594-160
受付時間 9:00～18:00 土日祝日を除く
https://kmsv.jp/ 詳しくはこちらからチェック▶

学校法人 国際志学園
九州医療スポーツ専門学校

専門実践教育訓練給付金とは

働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。

特に労働者の中長期的なキャリア形成に資する教育訓練（最大給付率80%）

九州医療スポーツ専門学校 指定講座	指定番号
柔道整復学科（昼間Ⅱ部）	4010009-1920021-7
鍼灸学科（昼間Ⅰ部）	4010009-2220011-4
鍼灸学科（昼間Ⅱ部）	4010009-2420011-4
作業療法学科	4010009-2420021-7
歯科衛生学科	4010009-2520011-4

1年次 最大40万円 ＋ 2年次 最大40万円 ＋ 3年次 最大40万円 ＋ 就職 最大48万円 ＋ 資金上昇 最大24万円

3年間で最大 192万円 の給付

支給額等

1.受講者が教育訓練施設者に対して支払った教育訓練経費の50%に相当する額をハローワークから支給します。
ただし、その額が1年間で40万円を超える場合は40万円、4千円を超えない場合は支給されません。

2.教育訓練を修了し、資格を取得して就職した場合は、教育訓練経費の70%に相当する額をハローワークから支給します。ただし、その額が1年間で56万円を超える場合は56万円となります。

3.教育訓練を修了し、資格を取得して就職し、その上で訓練修了後の賃金が受講開始前と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の80%に相当する額をハローワークから支給します。
ただし、その額が1年間で64万円を超える場合は64万円となります。

支給対象者

次の（1）または（2）のいずれかに該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了した方

（1）雇用保険の一般被保険者・高年齢被保険者等
専門実践教育訓練の受講開始日に、雇用保険に加入していた期間が3年以上

（2）雇用保険の一般被保険者・高年齢被保険者であった方
雇用保険の資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ雇用保険に加入していた期間が3年以上

※（1）、（2）とも、過去に教育訓練給付金を受けたことがなく、初めて教育訓練給付を受給しようとする方については、雇用保険に加入していた期間が2年以上あれば受給可能となります。
また、受講開始日の前日から3年以内に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は支給されません。

受給するためには「訓練前キャリアコンサルティング」を受け、ジョブカードの交付、受講開始日の2週間前までにハローワークで受給資格確認手続きを行う必要があります。

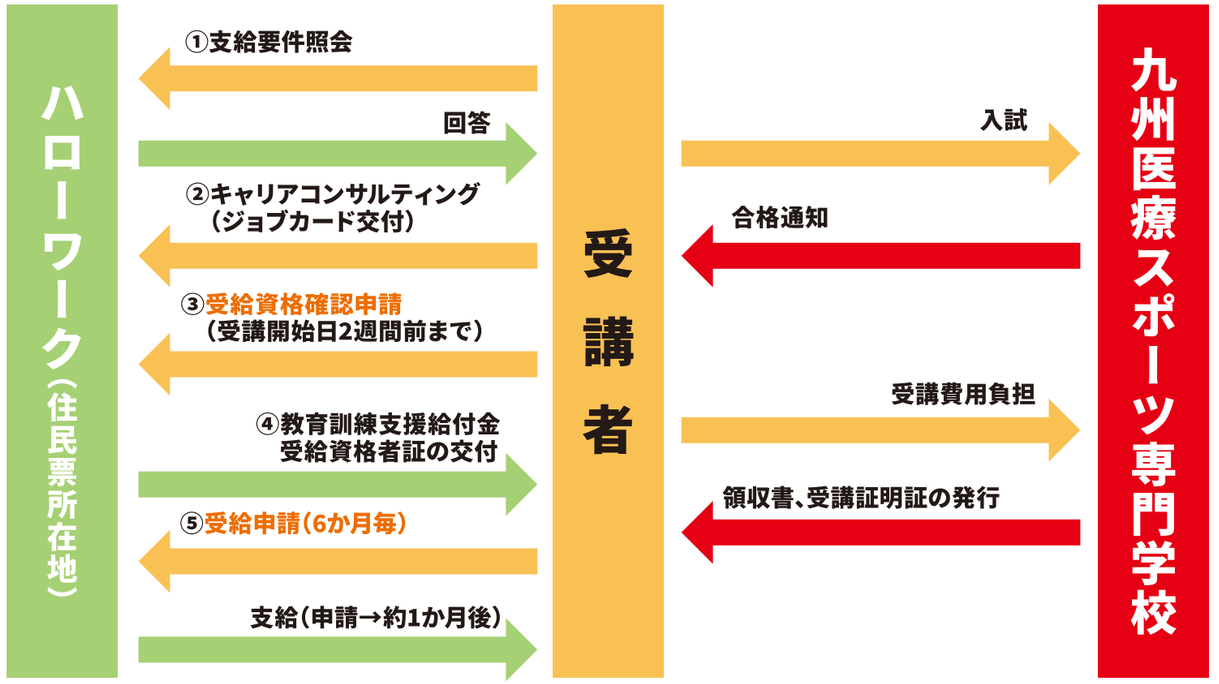
専門実践教育訓練給付金 受給までの流れ（例）

オープンキャンパス または個別相談へ参加

- 対象学科、内容を確認
- 学費と納付予定額など確認
- 卒業後の就職について

ハローワークで「支給要件照会」

支給申請に先立って、受講開始（予定）日現在での受給資格の有無を、住民票所在地のハローワークで支給要件を確認しましょう。



さらに「教育訓練支援給付金」制度も利用可能！

専門実践教育訓練給付金の教育訓練給付を受給される方のうち、昼間通学生の専門実践教育訓練を受講しているなど、一定の要件を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の日額60%に相当する額をハローワークから支給する制度です。

支給対象者

専門実践教育訓練を受講する方で、受講開始時に45歳未満など一定の要件を満たす方が、訓練期間中、失業状態にある場合に支給します。

支給額

当該訓練受講中の基本手当の支給が受けられない期間について、基本手当の日額と同様に計算して得た額に60%の割合を乗じて得た額に2か月ごとに失業の認定を受けた日数を乗じて得た額を支給します。

※教育訓練支援給付金を受けるには、2か月に1回のハローワークが指定する教育訓練支援給付金の認定日に、失業の認定を受けることが必要です。

支給例

離職前の給与 23万円／月 ▶ 基本手当 5,385円／日 ▶ 給付金 3,231円／日 ▶ 毎月の支給（30日） 96,930円 在学3年間（1072日） 約346万円